

四半期報告書

(第37期第1四半期)

自 平成25年4月1日
至 平成25年6月30日

アイフル株式会社

(E 0 3 7 2 1)

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【事業等のリスク】	4
2 【経営上の重要な契約等】	4
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	5
第3 【提出会社の状況】	9
1 【株式等の状況】	9
2 【役員の状況】	13
第4 【経理の状況】	14
1 【四半期連結財務諸表】	15
2 【その他】	28
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	29

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年8月14日

【四半期会計期間】 第37期第1四半期（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）

【会社名】 アイフル株式会社

【英訳名】 AIFUL CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 福田 吉 孝

【本店の所在の場所】 京都市下京区烏丸通五条上高砂町381-1

【電話番号】 075 (201) 2000 (大代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経理部担当兼経理部長 津 田 和 彦

【最寄りの連絡場所】 京都市下京区烏丸通五条上高砂町381-1

【電話番号】 075 (201) 2000 (大代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経理部担当兼経理部長 津 田 和 彦

【縦覧に供する場所】 アイフル株式会社 東京支社
(東京都港区芝二丁目31番19号)

アイフル株式会社 千葉支店
(千葉市中央区富士見二丁目4番13号)

アイフル株式会社 大宮西口支店
(さいたま市大宮区桜木町一丁目1番地26)

アイフル株式会社 横浜西口支店
(横浜市西区北幸一丁目8-2)

アイフル株式会社 金山支店
(名古屋市中区金山四丁目6番2号)

アイフル株式会社 梅田支店
(大阪市北区梅田一丁目2番2-100号)

アイフル株式会社 三宮駅前支店
(神戸市中央区北長狭通一丁目2-2)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第36期 第1四半期 連結累計期間	第37期 第1四半期 連結累計期間	第36期
会計期間	自 平成24年 4月1日 至 平成24年 6月30日	自 平成25年 4月1日 至 平成25年 6月30日	自 平成24年 4月1日 至 平成25年 3月31日
営業収益 (百万円)	25,958	23,782	99,619
経常利益 (百万円)	6,398	6,367	17,646
四半期(当期)純利益 (百万円)	6,211	12,222	22,705
四半期包括利益又は 包括利益 (百万円)	6,244	12,118	23,353
純資産額 (百万円)	87,885	114,865	105,008
総資産額 (百万円)	624,732	586,079	607,181
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	25.83	50.82	94.42
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	—	50.56	94.04
自己資本比率 (%)	13.8	19.6	16.9
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	12,129	51,522	21,812
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	489	2,200	△1,175
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△31,325	△52,482	△46,181
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	67,983	62,455	61,198

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

3. 第36期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額につきましては、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社（以下、当社と合わせて「当社グループ」という。）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社における異動もありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて、重要な変更はありません。

また、当第1四半期連結累計期間において存在している、継続企業の前提に関する重要事象等は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

当社グループは、金融機関からの借入れ、社債発行、営業貸付金債権の流動化などの多様な手法により、短期・長期の資金調達を行ってまいりましたが、平成18年の最高裁判決を契機として増大した利息返還請求による資金負担増や近年の急激な資金調達市場の悪化などを要因として、当社グループがその事業を継続するだけの新たな資金調達が困難な状況に至るおそれがあり、第33期連結会計年度より、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当該状況を解消すべく、当社グループは「3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（6）重要事象等について」に記載のとおり、金融支援を含む事業再生計画の承認を受け、これに規定された具体的な対応策を実施することで、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、新政権による積極的な経済政策や金融緩和措置による期待から円安・株高が進行するなど、景気に持ち直しの動きが見られました。

消費者金融業界におきましても、景況感の改善や大手各社の積極的な広告展開による新規成約件数の増加、及び債権ポートフォリオの良質化に伴い、営業貸付金残高の減少に底打ち感が見えるなど、ようやく改善の兆しが見えはじめております。一方で、業界の最大のリスクである利息返還請求については、減少傾向ではあるものの、足もとではほぼ横ばいで推移しており、未だ不透明な状況が続いております。

このような環境のもと、当社グループにおきましては、事業再生ADR手続に基づく事業再生計画を着実に履行するため、再生計画に沿った弁済やコスト削減を進めるとともに、事業規模に見合った効率的な広告展開により、更なる新規成約件数の増加や、債権ポートフォリオの良質化に努めてまいりました。

今後におきましても、最大の経営課題である利息返還請求に対応しつつ、グループ全体での更なる事業効率の向上に努め、より一層の財務体質並びに収益性の改善に取り組み、事業再生の実現に向け全力を尽くしてまいります。

(業績の概況)

当第1四半期連結累計期間における当社グループの営業収益は23,782百万円（前年同期比8.4%減）となりました。その主な内訳といたしましては、営業貸付金利息が13,035百万円（前年同期比20.6%減）、包括信用購入あっせん収益が3,285百万円（前年同期比9.7%増）、信用保証収益が2,186百万円（前年同期比91.8%増）、買取債権回収高が667百万円（前年同期比7.8%減）、償却債権回収額が2,591百万円（前年同期比13.9%減）となっております。

営業費用につきましては、18,460百万円（前年同期比3.8%減）となりました。その主な要因といたしましては、人件費などの一般管理費が11,520百万円（前年同期比6.6%減）と減少したことなどによるものであります。

このほか、ビジネクス株式会社に係る合弁事業の発展的解消に伴う、負ののれん発生益2,305百万円、債権買取益3,840百万円など、6,263百万円の特別利益を計上しております。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間における当社グループの営業利益は5,322百万円（前年同期比21.5%減）、経常利益は6,367百万円（前年同期比0.5%減）、四半期純利益は12,222百万円（前年同期比96.8%増）となりました。

セグメント別の状況は次のとおりであります。

(アイフル株式会社)

[ローン事業]

無担保ローンにつきましては、WEBやテレビを中心に、事業規模に見合った効率的な広告展開を行い、新規成約件数の増加や債権ポートフォリオの良質化に努めております。

当第1四半期連結累計期間における当社の無担保ローン新規成約件数は2万9千件（前年同期比54.7%増）、成約率は45.4%（前年同期比9.8ポイント増）となりました。

しかしながら、総量規制や利息返還に伴う債権放棄の影響などから、当第1四半期連結会計期間末における無担保ローンの営業貸付金残高は220,285百万円（前期末比2.0%減）、有担保ローンの営業貸付金残高は46,574百万円（前期末比11.6%減）、事業者ローンの営業貸付金残高は8,516百万円（前期末比4.7%減）となり、結果、ローン事業の営業貸付金残高は275,377百万円（前期末比3.8%減）となりました。

[信用保証事業]

信用保証事業につきましては、提携先の新規開拓に加え、既存提携先への新商品の提案や販売促進支援により、保証残高の拡大に努めております。

その結果、当第1四半期連結会計期間末における個人向け無担保ローン保証先は72社、支払承諾見返残高は42,781百万円（前期末比2.7%増）となりました。また、事業者向け無担保ローン保証先は94社、支払承諾見返残高は37,850百万円（前期末比302.5%増）となりました。

なお、事業者向け無担保ローンの支払承諾見返残高のうち28,703百万円はビジネクスト株式会社への保証によるものです。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間における当社の営業収益は15,530百万円（前年同期比7.5%減）、営業利益は2,162百万円（前年同期比61.3%減）、経常利益は2,466百万円（前年同期比58.0%減）、四半期純利益は2,916百万円（前年同期比50.2%減）となりました。

(ライフカード株式会社)

[包括信用購入あっせん事業]

包括信用購入あっせん事業につきましては、WEBを中心とした機能拡充によるカード入会促進とカード会員の利便性の向上に取り組んでまいりました。

その結果、当第1四半期連結累計期間における取扱高は122,633百万円（前年同期比9.5%増）、当第1四半期連結会計期間末における包括信用購入あっせん事業に係る割賦売掛金残高は78,831百万円（前期末比0.5%減）となりました。

[カードキャッシング事業]

カードキャッシング事業における、当第1四半期連結会計期間末の営業貸付金残高は34,117百万円（前期末比2.7%減）となりました。

[信用保証事業]

信用保証事業につきましては、提携先の新規開拓に加え、既存提携先への新商品の提案や販売促進支援により、保証残高の拡大に努めております。

その結果、当第1四半期連結会計期間末における個人向け無担保ローン保証先は148社、支払承諾見返残高は22,527百万円（前期末比3.3%減）となり、事業者向け無担保ローン保証先は24社、支払承諾見返残高は115百万円（前期末比76.2%増）となりました。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間におけるライフカード株式会社の営業収益は6,972百万円（前年同期比4.0%増）、営業利益は1,500百万円（前年同期比75.3%増）、経常利益は2,385百万円（前年同期比616.4%増）、四半期純利益は1,835百万円（前年同期比497.8%増）となりました。

（ビジネクス株式会社）

平成25年4月3日付にて、当社と三井住友信託銀行株式会社が共同出資するビジネクス株式会社に係る合弁事業について、事業環境の変化を踏まえ発展的に解消し、両社が保有する全株式を当社の100%連結子会社であるニュー・フロンティア・パートナーズ株式会社へ譲渡しております。

当第1四半期連結累計期間におけるビジネクス株式会社の営業収益は551百万円（前年同期比70.1%減）、営業損失は387百万円（前年同期は249百万円の営業利益）、経常損失は385百万円（前年同期は253百万円の経常利益）、四半期純損失は568百万円（前年同期は177百万円の四半期純利益）となりました。

（その他）

当第1四半期連結累計期間における報告セグメントに含まれない連結子会社2社（アストライ債権回収株式会社、ニュー・フロンティア・パートナーズ株式会社）の営業収益は838百万円（前年同期比13.5%増）、営業利益は210百万円（前年同期は87百万円の営業損失）、経常利益は240百万円（前年同期は109百万円の経常損失）、四半期純利益は234百万円（前年同期は110百万円の四半期純損失）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」といいます。）は、前期末に比べ1,256百万円増加の62,455百万円（前期末比2.1%増）となりました。

当第1四半期連結累計期間における、各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は51,522百万円（前年同期比324.8%増）となりました。これは主に、営業貸付金などの営業債権の減少による資金の増加が、利息返還損失引当金の減少による資金の減少を上回ったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果得られた資金は2,200百万円（前年同期比350.0%増）となりました。これは主に、有形固定資産の売却及び長期貸付金の回収による収入によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は52,482百万円（前年同期比67.5%増）となりました。これは主に、借入金の返済や社債の償還による支出によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社グループは、事業再生ADR手続において承認された事業再生計画に基づき、平成25年6月10日の通常弁済を含む19,578百万円を対象債権者に弁済いたしました。今後も、事業再生計画の履行を最重要課題とし、事業再生計画に沿った弁済を着実に行ってまいります。また、より一層の優良債権の積み上げや債権ポートフォリオの良質化に努め、コスト構造改革により財務体質並びに収益性の改善を行い、現状の資金調達力に見合った水準まで資産規模の圧縮を行うとともに、グループ全体で更なる事業効率の向上を図ってまいります。

このほか、当社グループは、今後の経営環境の変化に的確に対処すべく、社内規定整備や内部管理態勢の強化など、更なるコンプライアンス態勢の充実に努めてまいります。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループは、お客様へのご融資などの営業活動に対して資金を必要としており、金融機関等からの借入れや社債の発行等により資金調達を行っております。

(短期有利子負債)

当社グループの短期有利子負債は、金融機関等からの借入れによっております。当第1四半期連結会計期間末の短期有利子負債は45,800百万円であります。その平均利率は1.64%であります。

(長期有利子負債)

当社グループの長期有利子負債は、社債及び金融機関等からの借入金によっております。当第1四半期連結会計期間末における長期有利子負債（1年以内に返済が予定されている長期借入金を含みます。）は203,524百万円であります。長期有利子負債のうち、金融機関等からの借入れは178,524百万円であり、その平均利率は2.09%であります。また社債の発行による資金調達は25,000百万円であり、その平均利率は2.90%であります。

なお、社債に係る償還満期までの最長期間は2年4ヶ月（平成27年10月）であります。

(6) 重要事象等について

当社グループには、「1 事業等のリスク」に記載のとおり、重要事象等が存在しております。

当該状況を解消すべく、当社グループは、今後の事業再生と事業継続に向け強固な収益体質の確立及び財務体質の抜本的な改善を図るため、平成21年9月24日、事業再生ADR手続の申込を行い、同年12月24日に開催された債権者会議において、金融支援を含む事業再生計画が承認され、事業再生ADR手続が成立いたしました。

当第1四半期連結累計期間においては、事業再生計画に基づき平成25年6月10日の通常弁済を含む19,578百万円を対象債権者に弁済いたしました。

当社グループは事業再生計画に規定された具体的な対応策を実施することで、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	568,140,000
計	568,140,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成25年8月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	240,933,918	240,933,918	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数50株
計	240,933,918	240,933,918	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成25年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成25年4月26日
新株予約権の数(個)	29,471(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,473,550(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,002(注)2
新株予約権の行使期間	平成27年5月1日～平成29年4月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,524 資本組入額 762
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、50株であります。

2. 新株予約権の行使により株式の交付を受けるに際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により交付を受ける株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」といいます。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、その価額が割当日の終値(当日に終値がない場合には、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、割当日以降、当社が普通株式の分割又は併合を行う場合、次の計算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、切り上げるものとする。

$$(1) \text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日以降、当社が普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行うときは(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、新株予約権の行使を除く。)、次の計算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権の行使によって行われる場合は、行使価額の調整を行わない。

$$(2) \text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

なお、上記計算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式から当社の保有する普通株式に係る自己株式を控除した数とする。

3. (1) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社又は当社子会社の役員又は従業員であることを要するものとする。ただし、従業員が定年で退職した場合には、この限りではない。

(2) 本新株予約権の相続は認めない。

(3) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定める。

4. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」といいます。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいいます。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」といいます。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」といいます。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める場合に限る。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、「新株予約権の目的となる株式の種類」及び「新株予約権の目的となる株式の数(株)」に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、「新株予約権の行使時の払込金額(円)」に準じて決定する。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使条件」に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得条項
 - ① 当社は、以下イ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は当社取締役会決議)は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。
 - イ. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ロ. 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
 - ハ. 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - ニ. 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡する当該株式の取得について当社が承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ホ. 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ② 当社は、新株予約権者が、上記(8)に定める行使条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年4月1日～ 平成25年6月30日	—	240,933,918	—	143,324	—	150,232

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成25年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成25年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 457,950	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 240,443,250	4,808,865	—
単元未満株式	普通株式 32,718	—	—
発行済株式総数	240,933,918	—	—
総株主の議決権	—	4,808,865	—

（注）1. 「完全議決権株式（その他）」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式350株が含まれております。また、「議決権の数」欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数7個が含まれております。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式16株及び証券保管振替機構名義の株式30株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成25年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
(自己保有株式) アイフル株式会社	京都市下京区烏丸通 五条上る高砂町381-1	457,950	—	457,950	0.20
計	—	457,950	—	457,950	0.20

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」といいます。）及び「特定金融会社等の会計の整理に関する内閣府令」（平成11年総理府・大蔵省令第32号。）に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表規則第5条の2第2項により、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	61,202	62,459
営業貸付金	※2, ※6 390,635	※2, ※5, ※6 346,862
割賦売掛金	※3 83,885	※3 82,941
営業投資有価証券	925	946
支払承諾見返	74,440	103,275
その他営業債権	7,070	7,217
買取債権	3,143	2,747
その他	17,309	12,533
投資損失引当金	△19	△50
貸倒引当金	※7 △84,714	※7 △83,209
流動資産合計	553,878	535,723
固定資産		
有形固定資産	18,801	17,381
無形固定資産	4,763	3,873
投資その他の資産	※8, ※9 29,737	※8, ※9 29,101
固定資産合計	53,302	50,356
資産合計	607,181	586,079
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	12,356	11,569
支払承諾	74,440	103,275
短期借入金	40,900	45,800
1年内償還予定の社債	8,700	—
1年内返済予定の長期借入金	43,712	16,784
未払法人税等	987	352
引当金	3,732	3,388
その他	※4 7,102	※4 15,369
流動負債合計	191,931	196,540
固定負債		
社債	25,000	25,000
長期借入金	190,038	161,740
利息返還損失引当金	91,421	84,270
負ののれん	217	163
その他	3,563	3,498
固定負債合計	310,241	274,673
負債合計	502,172	471,214

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	143,324	143,324
資本剰余金	※1 164,392	※1 164,392
利益剰余金	△202,114	△189,892
自己株式	△3,110	△3,110
株主資本合計	102,491	114,713
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	149	46
その他の包括利益累計額合計	149	46
新株予約権	61	105
少数株主持分	2,305	—
純資産合計	105,008	114,865
負債純資産合計	607,181	586,079

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
営業収益		
営業貸付金利息	16,420	13,035
包括信用購入あっせん収益	2,995	3,285
個別信用購入あっせん収益	68	44
信用保証収益	1,140	2,186
その他の金融収益	0	0
その他の営業収益	5,332	5,230
営業収益合計	25,958	23,782
営業費用		
金融費用	1,847	1,753
売上原価	632	437
その他の営業費用	16,702	16,269
営業費用合計	19,182	18,460
営業利益	6,776	5,322
営業外収益		
為替差益	—	863
その他	162	191
営業外収益合計	162	1,054
営業外費用		
為替差損	529	—
ゴルフ会員権売却損	—	2
その他	10	7
営業外費用合計	539	9
経常利益	6,398	6,367
特別利益		
負ののれん発生益	—	2,305
社債消却益	4	—
債権買取益	—	3,840
その他	—	117
特別利益合計	4	6,263
特別損失		
固定資産売却損	1	—
事業構造改善費用	—	※1 9
その他	—	2
特別損失合計	1	11
税金等調整前四半期純利益	6,402	12,618
法人税、住民税及び事業税	111	401
法人税等調整額	7	△4
法人税等合計	119	396
少数株主損益調整前四半期純利益	6,283	12,222
少数株主利益	71	—
四半期純利益	6,211	12,222

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	6,283	12,222
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△38	△103
その他の包括利益合計	△38	△103
四半期包括利益	6,244	12,118
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	6,173	12,118
少数株主に係る四半期包括利益	71	—

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	6,402	12,618
減価償却費	1,593	1,237
負ののれん償却額	△54	△2,359
債権買取益	—	△3,840
投資損失引当金の増減額 (△は減少)	16	29
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△10,180	△2,176
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△504	△463
ポイント引当金の増減額 (△は減少)	200	120
利息返還損失引当金の増減額 (△は減少)	△9,430	△7,150
事業構造改善引当金の増減額 (△は減少)	△2	—
受取利息及び受取配当金	△9	△6
投資有価証券売却損益 (△は益)	—	△27
社債消却益	△4	—
営業貸付金の増減額 (△は増加)	24,567	43,772
割賦売掛金の増減額 (△は増加)	△962	943
その他営業債権の増減額 (△は増加)	430	△146
買取債権の増減額 (△は増加)	329	396
破産更生債権等の増減額 (△は増加)	843	927
営業保証金等の増減額 (△は増加)	479	△863
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	2,554	4,977
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	△3,925	4,688
その他	14	△40
小計	12,356	52,636
利息及び配当金の受取額	9	6
法人税等の還付額	—	6
法人税等の支払額	△237	△1,126
営業活動によるキャッシュ・フロー	12,129	51,522
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△87	△90
有形固定資産の売却による収入	17	1,269
無形固定資産の取得による支出	△82	△74
投資有価証券の売却による収入	0	159
その他	641	937
投資活動によるキャッシュ・フロー	489	2,200

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	17,090	133,370
短期借入金の返済による支出	△10,990	△128,470
長期借入金の返済による支出	△28,214	△48,450
社債の償還による支出	△9,195	△8,700
自己株式の取得による支出	—	△0
自己株式の処分による収入	—	0
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△16	△231
財務活動によるキャッシュ・フロー	△31,325	△52,482
現金及び現金同等物に係る換算差額	△4	15
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△18,712	1,256
現金及び現金同等物の期首残高	86,695	61,198
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 67,983	※1 62,455

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

※1 資本剰余金には、簡易株式交換方式による資本準備金増加額18,693百万円（資本連結手続上、認識された子会社株式評価差額金13,900百万円を含む）が含まれております。

※2 営業貸付金に含まれる個人向け無担保貸付金残高は次のとおりであります。

前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
272,980百万円	267,582百万円

※3 割賦売掛金

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
包括信用購入あっせん	82,438百万円	81,692百万円
個別信用購入あっせん	1,446	1,248
計	83,885	82,941

※4 割賦利益繰延

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)				当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)			
	当期首 残高 (百万円)	当期 受入高 (百万円)	当期 実現高 (百万円)	当期末 残高 (百万円)	当期首 残高 (百万円)	当四半期 受入高 (百万円)	当四半期 実現高 (百万円)	当四半期末 残高 (百万円)
包括信用購入あっせん	364	12,355	12,322	398 (44)	398	3,217	3,238	377 (39)
個別信用購入あっせん	54	△0	45	8 (0)	8	△0	3	4 (0)
信用保証	48	1,456	1,465	39 (-)	39	340	342	37 (-)
融資	—	10,764	10,764	— (-)	—	2,308	2,308	— (-)
計	467	24,575	24,596	446 (45)	446	5,866	5,893	419 (39)

(注) () 内金額は、加盟店手数料で内書きとなっております。

※5 債権の流動化に伴うオフバランスとなった金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
営業貸付金	一百万円	28,703百万円

※6 営業貸付金に係る貸出コミットメント

前連結会計年度(平成25年3月31日)

営業貸付金のうち、301,487百万円は、リボルビング契約によるものであります。同契約は、顧客からの申し出を超えない範囲で一定の利用限度枠を決めておき、利用限度額の範囲で反復して追加借入ができる契約であります。

同契約に係る融資未実行残高は、678,908百万円(有担保リボルビング契約及び事業者向けリボルビング契約の合計8,993百万円を含む)であります。

なお、同契約には、顧客の信用状況の変化、その他当社グループが必要と認めた事由があるときは、契約後も随時契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

また、この融資未実行残高には、残高がない顧客や契約締結後一度も貸出実行の申し出がない顧客も含まれており、融資実行されずに終了するものも多くあることから、融資未実行残高そのものが、必ずしも当社グループの将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。

当第1四半期連結会計期間(平成25年6月30日)

営業貸付金のうち、291,055百万円は、リボルビング契約によるものであります。同契約は、顧客からの申し出を超えない範囲で一定の利用限度枠を決めておき、利用限度額の範囲で反復して追加借入ができる契約であります。

同契約に係る融資未実行残高は、682,853百万円(有担保リボルビング契約及び事業者向けリボルビング契約の合計7,399百万円を含む)であります。

なお、同契約には、顧客の信用状況の変化、その他当社グループが必要と認めた事由があるときは、契約後も随時契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

また、この融資未実行残高には、残高がない顧客や契約締結後一度も貸出実行の申し出がない顧客も含まれており、融資実行されずに終了するものも多くあることから、融資未実行残高そのものが、必ずしも当社グループの将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。

※7 貸倒引当金のうち、営業貸付金に優先的に充当すると見込まれる利息返還見積額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
	42,825百万円	41,924百万円

※8 資産の金額から直接控除している投資損失引当金の額

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
投資その他の資産	16百万円	13百万円

※9 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
投資その他の資産	34,712百万円	34,041百万円

(四半期連結損益計算書関係)

※1 事業構造改善費用の内訳はとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
特別退職金等	一百万円	9百万円
その他	—	0
計	—	9

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
現金及び預金勘定	67,988百万円	62,459百万円
預入期間が3ヵ月を超える 定期預金	△4	△3
現金及び現金同等物	67,983	62,455

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

1. 報告セグメントごとの営業収益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	アイフル 株式会社	ライフカード 株式会社	ビジネス 株式会社	計		
営業収益						
外部顧客からの営業収益	16,780	6,595	1,843	25,219	738	25,958
セグメント間の内部営業収益 又は振替高	2	107	—	110	—	110
計	16,783	6,703	1,843	25,330	738	26,069
セグメント利益又は損失(△)	5,853	307	177	6,338	△110	6,228

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、アストライ債権回収株式会社等を含んでおります。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

利益又は損失	金額(百万円)
報告セグメント計	6,338
「その他」の区分の損失	△110
セグメント間取引消去	△71
のれんの償却額	54
四半期連結損益計算書の四半期純利益	6,211

当第1四半期連結累計期間（自平成25年4月1日至平成25年6月30日）

1. 報告セグメントごとの営業収益及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	アイフル 株式会社	ライフカード 株式会社	ビジネス 株式会社	計		
営業収益						
外部顧客からの営業収益	15,527	6,865	551	22,944	838	23,782
セグメント間の内部営業収益 又は振替高	2	107	—	110	—	110
計	15,530	6,972	551	23,054	838	23,893
セグメント利益又は損失（△）	2,916	1,835	△568	4,184	234	4,419

（注）「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、アストライ債権回収株式会社等を含んでおります。

2. 報告セグメントごとの資産に関する情報

前連結会計年度の末日に比して、当第1四半期連結累計期間の「ビジネス株式会社」セグメントの資産が著しく減少しております。

なお、当該変動は平成25年4月3日付で事業者ローン債権の流動化を実施したことによるものであります。

3. 報告セグメントの利益の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

利益	金額（百万円）
報告セグメント計	4,184
「その他」の区分の利益	234
セグメント間取引消去	1,603
のれんの償却額	2,359
債権買取益	3,840
四半期連結損益計算書の四半期純利益	12,222

4. 報告セグメントの変更等に関する事項

当第1四半期連結会計期間より、従来「その他」に含まれていた「ビジネス株式会社」について量的な重要性が増したため報告セグメントとして記載する方法に変更しております。

なお、前第1四半期連結累計期間のセグメント情報については変更後の区分方法により作成したものを記載しております。

5. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する事項

（重要な負ののれんの発生益）

「ビジネス株式会社」セグメントにおいて、ビジネス株式会社の少数株主持分相当額と交付した金銭との差額であります。

なお、当該事象による負ののれん発生益の計上額は、当第1四半期連結累計期間において2,305百万円であります。

(企業結合等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)

共通支配下の取引等

子会社株式の追加取得

(1) 取引の概要

① 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称: ビジネクスト株式会社(当社の連結子会社)

事業の名称: 事業者金融事業

② 企業結合日

平成25年4月3日

③ 企業結合の法的形式

少数株主からの株式取得

④ 結合後企業の名称

変更ありません。

⑤ その他取引の概要

当社及び三井住友信託銀行株式会社との間で、平成12年11月27日に締結された「合弁事業契約書」に基づき両社が共同出資するビジネクスト株式会社に係る合弁事業について、発展的に解消することを決定し、両社が保有する全株式を当社の連結子会社であるニュー・フロンティア・パートナーズ株式会社に譲渡しております。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業結合会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引等のうち、少数株主との取引として処理しております。

(3) 子会社株式の追加取得に関する事項

① 取得原価及びその内訳

取得の対価	現金	0 百万円
<hr/>		
取得原価		0 百万円

② 発生した負ののれんの金額、発生原因

a. 発生した負ののれん

2,305百万円

b. 発生原因

少数株主から取得した子会社株式の取得原価が、追加取得により減少する少数株主持分の金額を下回ったことによるものであります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	25円83銭	50円82銭
四半期純利益	6,211百万円	12,222百万円
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る四半期純利益	6,211百万円	12,222百万円
普通株式の期中平均株式数	240,476,023株	240,475,933株
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	—	50円56銭
四半期純利益調整額	—	—
普通株式増加数	—	1,277,698株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(注) 前第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額につきましては、希薄化効果を有する株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

(株式分割及び単元株式数の変更について)

当社は、平成25年7月8日開催の取締役会において、株式分割及び単元株式数の変更について決議いたしました。

(1) 株式分割及び単元株式数の変更の目的

全国証券取引所が公表した、平成19年11月27日付「売買単位の集約に向けた行動計画」及び平成24年1月19日付「売買単位の100株と1,000株への移行期限の決定について」の趣旨に鑑み、当社普通株式の売買単位を100株とするにあたり、当社普通株式1株につき2株の割合をもって分割する株式分割を実施し、単元株式数を50株から100株に変更するものであります。この株式分割及び単元株式数の変更に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

平成25年9月30日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する当社普通株式1株につき2株の割合をもって分割いたします。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	240,933,918 株
今回の分割により増加する株式数	240,933,918 株
株式分割後の発行済株式総数	481,867,836 株
株式分割後の発行可能株式総数	1,136,280,000 株

③ 株式分割の効力発生日

平成25年10月1日

(3) 単元株式数の変更の概要

① 変更後の単元株式数

上記の株式分割の効力発生日をもって、単元株式数を50株から100株に変更いたします。

② 単元株式数変更の効力発生日

平成25年10月1日

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

前第1四半期連結累計期間の期首に株式分割が実施されたと仮定した場合、前第1四半期連結累計期間及び当第1四半期連結累計期間における1株当たり情報は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	12円92銭	25円41銭
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	—	25円28銭

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年8月8日

アイフル株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山口 弘 志 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 尾 伸 伸 之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩 淵 貴 史 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアイフル株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、アイフル株式会社及び連結子会社の平成25年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。